

第10回 定例教育委員会議事録		日 時 : 令和元年10月23日 (水)	
		場 所 : 菱刈庁舎 3階中会議室	
開会、閉会に関する事項		9時30分 開会 11時23分 閉会	
	教育長 森 和 範 教育委員 永 野 治 教育委員 川 原 惟 昭 教育委員 長 野 則 夫 教育委員 久保田 悦 子	議場に出席した者の氏名	総務課長 万 膳 正 見 学校教育課長 松 元 浩 幸 社会教育課長 橋 本 欣 也 スポーツ推進課長 田 中 健 一 給食センター所長 丸 目 良 平 書記 浅 山 典 久 書記 中 原 百 恵
議事日程	別紙のとおり		
審 議 状 況			
(森教育長) ただいまから令和元年第10回定例教育委員会を開会します。 (浅山係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。 (森教育長) 「令和元年第9回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。 (浅山係長) 令和元年第9回定例教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告) (森教育長) ただいま事務局より前回の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。 (全員) ありません。 (森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。 (全員) はい。 (森教育長) 令和元年第9回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の9月25日から10月22日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。 (別紙「諸般の報告」により日を追って報告) (森教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野委員お願いいたします。 (永野委員)			

はい。まず、9月29日の小学校運動会ですが、針持小学校・本城小学校・菱刈小学校というルートで3校を回りました。針持小学校の開会式ですが、一番びっくりしたのが、地域の参加者のほとんどが入場行進に参加されていて、地域ならではの一体感を感じました。子どもたちは、教育長も言われましたように小規模校はしっかりとしていますし、人数が少ない分、国旗は、中学生が持っていました。そのことを含め一体感があり、非常によかったなと思います。本城小学校は、地域の方々のプログラムが多くて、子どもたちの出番があまりなかったのですが、地域との一体感が本城小学校もあって、子どもたちも一生懸命中学生と一緒に運営に携わっていたなというのを感じました。菱刈小学校は、プログラムを詰め込みすぎている感じがしました。他の学校は、校区対抗とか地域のプログラムが中に入っていてゆとりがありますが、そのところが違って、子どもたちの出番が多く、編成も忙しく違和感を感じました。これが本当の運動会なんだろうが、良い悪いは別として、プログラムを減らすとかして、もうちょっとゆとりゆとりをもって進めてもいいのではないかと感じました。

10月5日の大口小学校は、用事があって行けませんでした。

10月6日の平出水小学校は、針持小学校と一緒に、地域と一体になって校区民の参加率が高くのびのびとした感じがしました。

あと、市民体育祭は、毎年参加者がどんどん減ってきていて、色んな競技があるなか、テントの中がまばらな校区が結構多いなというのを感じました。市民の体育祭ですので、コミュニティもあることで、もっと末広がりになってほしい。意識の問題なんだろうね。各自治会長さんたちに対しても、参加依頼がなかったということを知りました。「参加できる人だけ来てください。」というような感じだから、そういうように意識が変わってきているのかなと感じました。

10月19日の青少年健全育成大会は、オープニングセレモニーが大口東小学校区棒踊りでしたが、私がちょうど大口東小学校が創立70周年の時にPTA会長をしましたが、そのときに起こしましたので、よくここまで継承していただいたなと感じました。もうひとつ、篠原地区の「おぼっちょ踊り」という凄いのがあったのですが、道具とかいろんな物を準備するのが大変で継承できなくなってきたというのがありまして、棒踊りだけが残って、運動会などが披露の場面となっていて、子どもたちに浸透し、根付いてきてありがたいなと感じました。それと最後の方で、スターダストジュニア少年団が発表しましたが、発表もよかったです、長時間にわたって姿勢もよくて、あの場面でぶれずに微動だにしないという姿ができるというのは、監督の指導がよいと思いました。非常に良い健全育成大会だったと、私にしてみれば、昔はもっと参加者が多くて、各校区単位での子ども会も出てきましたし、PTAも必ず出てきていましたし、スポーツ少年団もほとんど出てきていましたから、やればできると思います。今は、少なくなったと感じています。これも市民体育祭と同じで、みんなの意識と声掛けがだんだん薄れてきているのかなと感じました。子ども会大会は、毎年8月午前中に行っていますので、その分がなかったので子どもたちの参加が少なかったのかなと感じました。来年は、午前と午後で一体になると、たくさんの方々両方とも参加できるのではないかと感じているところです。

あとは、10月4日・5日に岡山県倉敷市で全国子ども会育成中央会議・研究大会がございました。記念講演の中で、感動した部分があり、是非皆さんにおすすめをしたいと思います。基調講演は、「家庭に笑顔がありますか。」という題で、講師の「森 美智子」先生のだんなさんが岡山学芸館高校の先生でサインをしたりして、男女共同になってから家庭に柱がなくなり、家庭教育がだめになっていったということで、聞く人によっては違和感のある話でしたが、女性の立場からお父さんがいて家庭に1本柱があったと、色々賛否両論あるなか、力強い講演をされ非常によかったなと感じました。それと、2日目に地元いらっしゃる方々が、映画を鑑賞した後、その作者の講演がありました。その映画が「キセキの葉書」というマドリードの国際映画祭で、主演女優賞をとって凄く評価をされた作品だったということです。原作者「脇谷 みどり」先生が記念講演されて、脳性麻痺の子どもを抱えて、自分を見失いかけていたのを、「自分は自分なりの生き方で、その子を抱えても幸せになるんだ。」という中で、童話作家になられた方です。子どもさんと必死に生きているなか、遠く離れている母親が認知症とうつになり会いに行けないので、13年間続けて絵手紙風に5,000通毎日欠かさず葉書を書いたというそれがキセ

キの葉書になっているということで、久しぶりに感動して涙がボロボロ出ました。このキセキの葉書でお母さんの病気が治ったという後のくだりを聞いて、お兄ちゃんもいて、自分でどうしようもできないことを宝とする人間性の生き方というのを結論づけていましたけど、本当におすすめです。皆さんに是非この映画を見て欲しいなと強く感じました。教育にもつながるとてもいい話でした。そこの中で育った男の子が、ぶれないで生き方を学んでいて、今、デトロイトかどこかの日本人学校の介護の研修生で、日本の場合は、養護学校とかありますが、アメリカの場合は、学校の中に専門の先生がいるので、養護学校は必要ないそうです。ところが、ネグレクトとか親が子育てを放棄したところの子どもたちがいるから、そういった学校があるので、そこで先生として指導されているそうです。そこは、映画の中にはありませんが、その事もよかったなと思いました。そういう講演がありました。前の「森 美智子」先生の話が、両極端で非常によかったです。どこかでこういう講演を、皆さんや子どもたちも含めてできないかなと感じました。非常に温厚で優しい人でした。研究大会の内容はいつもと同じで、子どもたちを取り巻く環境とか、指導者がいないという話でした。岡山に小さいときに住んでいたということで、その方が記念講演をされました。非常によかったです。以上でございます。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

では、川原委員お願いいたします。

(川原委員)

はい。9月の末から10月まで、スポーツの秋にふさわしい体育大会があったり、市民体育祭があったりで、スポーツの秋だったなあと感じを受けました。

小学校の運動会ですけど、羽月小学校、羽月西小学校、曾木小学校3校行きました。羽月小学校は、先ほど教育長も言われました入場行進を久しぶりに見ました。人数も大口小学校に次いで多い学校ですから、整然とした行進が印象に残りました。先生も児童もはつらつとした行進で、気持ちよい入場行進が見られました。それから、羽月西小学校と曾木小学校、小規模校の運動会ですけれども、校区が空っぽになるんじゃないかなというくらい、地域の人ほとんどが運動会を楽しみにして参加されているというのが伝わってきました。それが小規模校の小学校の盛り上がりといいますか、学校に対する関心度合いとか、そういうのが運動会においても現れていまして、非常に盛り上がって一体になった運動会だなというのを感じました。それと、曾木小学校ですが、伝統的といいますか、高校生も大勢参加する小学校の運動会で、マスゲームにしても、あめ食い競争にしても、顔中おしろいを塗ったりして、真剣に取り組んでくれる中学生、高校生がいて、それくらい地域の運動会に参加してくれているというのは、自分たちが小学校のときに、先輩方が応援に来てくれたというのが、頭に残っているから自分たちが中学生、高校生になっても当たり前みたいな形で参加してくれる。前回もそうでしたが、毎年感じる光景でした。それと運動会では、平出水小学校も同じですが、あそこも校区が空っぽになるのではないかなというくらい大勢参加してくれる学校の運動会だといつも思っております。伝わってくるものがあります。それから、山野小学校もちょっとだけ顔を出しましたが、そこで感じたのが、山野小学校は児童数も減り小規模校になりましたが、単独でもできるギリギリの児童数ということで、山野校区運動会という名で行っていますが、まだ校区民のコミュニティもひっくり返して、運動会に参加するというのがまだ慣れていないというか、まだ歴史がない、伝統がない、なにかぎこちない感じで、一体になった運動会ではないなというのを入ったときにすぐ感じたことでした。特に、羽月西小学校、曾木小学校、平出水小学校とか、もちろん南永小学校もそうですけど、校区民の方と一体となっている運動会というように山野小学校も言っているんですけど、まだその辺がじっくりいっていない。校区民の方がじっくりいっていない。上手くはいつているんですけど、中々まだ戸惑っているといいますか、進行にしても、ぎこちない感じの印象を受けた運動会でした。羽月西小学校は、先生も児童数も足りないから、進行も全部地域の方がされるという形で、もう息もぴったり。それが当たり前のようになっている運動会というのが伝わってくるんですけど、まだ、最近校区と一緒にやる運動会をする学校は、慣れていないなという感じを受けました。

それから、市民体育祭ですけれども、市民体育大会から市民体育祭と名前が変わって、お祭りになって、それにふさわしくなってきたのかなという感じを受けております。ただ、だんだん校区のテント数と人数にばらつきがあるといいますか、盛り上がっているところは多いのですが、ちょっと沈んでいるところは、テントの中が寂しいなという感じを受けました。もちろん本部席もそうですけど、来賓の方々も各校区に行かれたと思うのですが、ほとんど空席になってしまったということで、ちょっと寂しかったのかなという感じを受けました。でも、体育祭でいいのではないかという感じを受けました。

それから、青少年健全育成大会ですが、児童数が減った関係か、昔は、前列が各校区のスポーツ少年団の児童たちが、自分たちのユニフォームを全員着て埋め尽くしていたのを思い出しますが、それがもうバラバラで空席が目立っていたというのは、元気ある子どもたちの大会が、児童数が減ったというのは寂しいという印象を受けました。それと、進行ですが、今年も高校生・中学生がやってくれたのですが、何といたしますか、黄金の俳句入選の発表ですが、1回で終わりましたからあれを2回復唱してくれたら、もっとよかったのになあと。持っている低学年の子どもは、ちょっと重たそうにやっかっと持っていて、何と書いてあるか見えないぐらいでしたから、2回ぐらい読んであげればよかったなあという感じは受けました。はい。以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

では、長野委員をお願いします。

(長野委員)

はい。私も小学校の運動会は、針持小学校、本城小学校、湯之尾小学校と回りましたが、普段と一緒に活気のある運動会だったと思います。午後からは、母校の湯之尾小学校に行きましたけど、皆さん先ほどから言っているように、集落対抗の連鎖リレーがあるので、僕たちの先輩の50代で59歳とか60前の人たちがよいなこっ走るというのは、出れる人が少なくなったのだなあというのをつくづく感じることでした。

それから、仕事の関係で市民体育祭、青少年健全育成大会は行けなかったのですが、やはり、今月一番私的に勉強になったのが、10月2日の住友金属鉱山のアメリカアリゾナ州の交流会ということで、橋本社会教育課長から日本の伝統ということで「寿司を作ってくれないか。」というのがありまして、橋本課長と色々話をしまして、寿司を握るのは簡単で、ただ置いておけばいいけど、パフォーマンスを何かやってみようかということで、アリゾナの子どもたちに、私が田中の厨房室で寿司を握るパフォーマンスをして、せっかくだから5人の生徒たちに巻きずしの体験をさせようということで、巻きずしを巻く体験をしました。最初はドキドキでしたけど、何とかうまく具合に巻けて、それをまたみんなで一緒に食べるということで、私も久しぶりに英語で自己紹介をしたりとかして、本場の子どもたちでしたが、ちょっと緊張しながら「マイネーム イズ」とか言って、非常に勉強になりました。その際、朝日新聞の地区担当の方が来られて取材を受けました。東京の住友の本社の方から、電話が色々あったときに、「朝日新聞に載っていましたね。」という話を聞いて、びっくりしてこちらの担当の人に問い合わせたところ、よかにせの私が横の方に載っていて、「全国版やな。」と思って、非常に橋本課長に感謝、住友さんに感謝。来年度は、住友鉱山の力を借りながら、是非伊佐の高校からアリゾナの方に交流が出来たらいいなというのをつくづく思いました。本当にいい勉強になりました。ありがとうございます。

(教育長)

はい。久保田委員をお願いします。

(久保田委員)

はい。私の方も小学校の運動会は、川原委員と一緒に羽月小学校、羽月西小学校、曾木小学校を見させていただきました。羽月小学校は、入場行進、それから開会式もすごく整然と、低学年もピシっとしていて、「ああ、すごく変わってきたな。」というのを感じながら見させていただきました。羽月西小学校、曾木小学校は、やはり校区の方たちが本当にたくさん参加されて、大いに盛り上がって、菱刈校区の私としてはちょっとうらやましいなと感じて見ていました。はい。それからあと、菱刈小学校の方に

松元学校教育課長が朝行かれたので、また、あとで入場行進がなかったときのそういうのとか報告を聞かせていただけたらと思いました。

あとは、青少年健全育成大会ですが、各団体の発表もそれぞれ今までにないような色々工夫をこらして、聞く側としても3団体とも、聞きごたえ、見ごたえのある発表だったなと思いました。オープニングの大口東も校長先生が後ろで、三日三晩DVDを見ながら、家でもひそかに踊っていたという努力が見られ、やっぱり校長先生がああやって一緒に踊るといのは、子どもたちもいい思い出になるし、先生も一緒という子どもたちのこれからにつながっていくかなということを感じながら、すごくいい育成大会だったなと思いました。はい。以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

アリゾナに行ってみたいですね。

(長野委員)

引率の住友のナナ先生は、私の旅館に1ヶ月ほど滞在していただきました。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

では、教育長及び委員の報告については、以上で終わりたいと思います。

それでは、議事に進みます。

今回は、報告事項はありません。付議事件が18件ございます。

これから、付議事件にはいります。

今回の付議事件は、先に条例改正をしました公の施設使用料見直しに係る規則制定に係るものです。

それでは、まず、議案第51号「伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。それでは説明いたします。

ただいま教育長の方からご説明がありましたように、今回の議案第51号から議案第68号までは、7月の定例会で議決していただきました使用料の改定に伴う条例の改正が、9月26日の本会議において可決されましたので、それに伴う規則の改正になります。

この条例につきましては、参考資料としまして、別冊で準備してございます。

必要に応じて、ご覧いただきながらご審議ください。

今回の規則改正の共通事項としまして、それぞれ附則がついておりますけど、施行期日は条例に合わせまして、全て令和2年4月1日から施行ということと、準備行為として必要な行為は、令和2年4月1日以前にとしておりまして、施設使用の申込みなど、令和2年4月1日以前にもできるように規則で改正してあります。

それでは、議案題51号からご説明いたします。

議案第51号「伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、4ページになります。

本件は、「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号」の規定により議決を求めますのでございます。

具体的には、別冊の新旧対照表、これが2冊ございますけれども、スポーツ推進課と書いてあるものの方からご説明いたします。

スポーツ推進課の1ページをお開きください。

両方見比べながら、ご覧いただきたいと思います。

主に、新旧対照表を使いながらご説明はいたします。

新旧対照表です。

第2条使用料の減免についてでございますけれども、別途設けられた条例ということで今ご説明いたしました、これによりまして使用料の減免になりますので、第2条の使用料の減免については、免除の条文を削除いたしてございます。

それから第3条でございますけれども、これは、字句修正。

それから、新旧対照表の2ページになりますけれども、様式第1号は、先ほどいいました第2条を削除したことにより、減免該当区分の欄の削除をしてございます。

なお、この許可書につきましては、学校管理規則の中で許可書の取扱いがありますので、ここににつきましては、申請書だけ取扱いをするということになります。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま説明がありましたが、ご質問ないでしょうか。

使用料の減免ですが、この第2条の内容は、条例の方に載せているということですね。そうしましたら、規則にはもう出さないということになりますね。

ご質問、ご意見ないでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。では、ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第51号「伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第51号は、議決されました。

次に、議案第52号「伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第52号「伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、6ページをご覧ください。

具体的には、新旧対照表の3ページでご説明いたします。

対象となる施設でございますけれども、伊佐市総合運動公園内の施設や、西太良・羽月西・針持・牛尾・山野の小学校にございますあるいは、コミュニティの広場にございます運動場の照明施設、また、菱刈の弓道場、本城・田中・湯之尾の各体育広場、湯之尾ゲートボール場がこの規則の対象となります。

まず、使用料の減免についてでございますけれども、共通事項でございますけれども、別途設けられた条例により取扱うこととなりますので、第6条第1項の使用料免除の条文を削除いたします。

また、第2条及び第6条第2項を繰り上げまして、第6条になりますけれども、体育施設と湯之尾ゲートボール場について、利用許可申請書や使用料免除申請書を統一しまして、体育施設利用許可申請書兼使用料減免申請書と、湯之尾ゲートボール場につきましては、湯之尾ゲートボール場利用許可申請書兼使用料減免申請書といたしました。

また、第6条の見出し及び様式第1号の「免除」というのがございますけれども、これを「減免」に改めてございます。

5 ページの様式でございます。ちょうど真ん中付近のこれも「免除」を「減免」に改めるとともに、伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の欄を削除いたしております。

6 ページになりますけれども、同様にゲートボール場の様式でございますけれども、真ん中付近の「免除」を「減免」に改めるとともに、伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の欄を削除いたしております。

8 ページになります。体育施設利用許可書では、様式中でございますけれども、黒・の一番下の文章中に「免除」とございましたが、「減免」に改めてございます。そして、その下段に減免理由欄、それから使用料欄を追加してございます。正しく追加しました。

同じく9 ページ。湯之尾ゲートボール場利用許可書におきましても、下段に減免理由欄、それから使用料欄を追加してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

基本的には、使用料免除の条文は全部削除というのと、「免除」というのを「減免」に字句修正をするというこれが一番大きなものになります。

ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第52号「伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第52号は議決されました。

次に、議案第53号「伊佐市菱刈農村公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第53号「伊佐市菱刈農村公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、13ページ。

新旧対照表は、10ページになります。

まず、使用料の減免について、これも同じですけれども、別途設けられました条例により取扱うこととなりますので、第4条第1項の使用料免除の条文を削除いたします。

また、第2条及び第4条第2項を繰り上げました第4条では、利用許可申請書や使用料免除申請書を統一し、利用許可申請書兼使用料減免申請書といたしました。

第4条見出し及び様式第1号の「免除」を「減免」に改めております。

また、12ページ上段では、様式でございますけれども、これも「免除」を「減免」に改めるとともに、伊佐市菱刈農村公園の設置及び管理に関する条例施行規則第4条の欄を削除し、整理しております。

同じく利用許可書におきましても、13ページ下段から14ページにかけ、減免理由欄、使用料欄を新しく追加をしてございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

なし。

(教育長)

では、ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第53号「伊佐市菱刈農村公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第53号は議決されました。

次に、議案第54号「伊佐市菱刈農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第54号「伊佐市菱刈農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、17ページ。

新旧対照表は、15ページをご覧ください。

まず、第4条の見出しの「使用料の免除」を「使用料の減免」に改め、使用料の減免について、別途設けられた条例により取扱うこととなりますので、使用料免除の条文を削除するとともに、新たに第4条として減免の規定を加えてございます。

また、第2条及び様式第1号では、菱刈農業者トレーニングセンター利用許可申請書の次に兼使用料減免申請書を加えてございます。

17ページをお開きください。

17ページの真ん中付近になりますけれども、様式第1号の使用料の免除欄を使用料の減免欄と改め、条文に沿った形で改正を行い、使用料欄を追加してございます。

18ページの許可書の様式でございますけれども、第2号様式、下段につきましても使用料の減免欄と使用料欄を追加してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

なし。

(教育長)

では、ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第54号「伊佐市菱刈農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第54号は、議決されました。

次に、議案第55号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する

規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第55号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、21ページ。

新旧対照表は、19ページになります。

まず、第6条の見出しの「免除」を「減免」に改め、また、使用料の減免について、別途設けられた条例により取扱うこととなりますので、第6条の使用料免除の条文を削除いたします。

また、第2条及び第6条第2項を繰り上げた第6条では、利用許可申請書や使用料減免申請書を統一し、伊佐市菱刈カヌー競技場利用許可申請書兼使用料減免申請書としました。

20ページ下から21ページにかけてでございますけれども、使用料の減免欄と使用料欄を新たに追加してございます。

22ページの許可書の様式につきましても、真ん中付近になりますけれども、使用料の減免欄と使用料欄を追加してございます。

また、現行の黒・一番下の文章がありますけれども、これにつきましては、改正では削除をしてございます。

それから、23ページになりますけれども、現行の様式第4号は独立した免除の申請書ございましたので、今回不用となりましたので、削除をいたします。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま事務局方から説明がありましたけれども、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ご質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第55号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第55号は、議決されました。

次に、議案第56号「伊佐市羽月地区公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第56号「伊佐市羽月地区公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、26ページ。

それから、新旧対照表は、別冊になります。社会教育課の新旧対照表になります。

1ページをお開きください。

第2条及び第4条では、利用許可申請書や使用料減免申請書を統一し、利用許可申請書兼使用料減免申請書といたしました。

また、1ページから3ページにかけまして、様式がございますけれども、冷暖房の利用を含め、改正した条例に適合した利用施設、利用料欄に改正をしております。

2ページの上の方でございますけれども、利用料金減免の理由欄の文章を削除しております。

また、3ページの利用許可書では、利用料金減免の理由欄を新たに設け、利用料欄を条例に合うように整理をしております。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

なし。

(教育長)

では、ご質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第56号「伊佐市羽月地区公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第56号は、議決されました。

次に、議案第57号「伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第57号「伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、31ページ。

新旧対照表は、4ページをご覧ください。

施設は、田中地区及び湯之尾地区の集会施設がこの規則に該当いたします。

まず、使用料の減免について、別途設けられた条例により取扱うこととなりますので、第6条第1項の使用料免除の条文を削除いたします。

また、第4条及び第6条第2項を繰り上げた第6条では、利用許可申請書や使用料金減免申請書を統一し、利用許可申請書兼使用料金減免申請書といたしました。減免を減額または免除という文面も改めております。

また、5ページ様式第1号になりますけれども、減免の理由欄の文章を削除し、6ページの様式第2号になりますけれども、こちらは、減免の理由欄につきましては、新条例の文章に改めるとともに、2つの様式とも冷暖房の利用を含め、改正した条例に適合した利用施設、あるいは、利用料欄に改正をしております。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

では、ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第57号「伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第57号は、議決されました。

次に、議案第58号「伊佐市本城校区集会施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第58号「伊佐市本城校区集会施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、34ページ。

新旧対照表は、7ページをご覧ください。

まず、使用料の減免について、別途設けられた条例により取扱うこととなりますので、第6条第1項の使用料免除の条文を削除いたします。

また、第4条及び第6条第2項を繰り上げた第6条では、利用許可申請書や使用料減免申請書を統一し、利用許可申請書兼使用料減免申請書といたしました。

また、8ページ様式第1号、減免の理由欄の文章を削除し、9ページの様式第2号の減免の理由欄については、新条例の文章に改めるとともに、両様式につきましては、冷暖房の利用を含め、改正した条例に適合した利用施設、利用料欄に改正をさせていただきます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

なし。

(教育長)

ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第58号「伊佐市本城校区集会施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第58号は、議決されました。

次に、議案第59号「伊佐市山野西文化交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第59号「伊佐市山野西文化交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、37ページ。

新旧対照表は、10ページをご覧ください。

まず、第2条では、山野西文化交流館利用許可申請書を山野西文化交流館利用許可申請書兼使用料減

免申請書と改め、第3条の許可書を分離し、それぞれ様式第1号、様式第2号といたしました。

また、使用料の減免について、規定がありませんでしたので、第4条を使用料の減免の条文とし、現行の第4条及び第5条を第5条及び第6条と繰り下げをいたしました。

11ページ下から12ページにかけまして、山野西文化交流館利用許可申請書兼使用料減免申請書の見直しを行い改正してございます。

また、11ページ下から12ページにかけ、山野西文化交流館利用許可書を改正した新条例に従って、新たに様式化をしてございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ないでしょうか。

(久保田委員)

いいですか。

(教育長)

はい。

(久保田委員)

他の施設は、利用人員とかは人数はざっくりなっているのですが、ここは、男性、女性と分かれているのは何か理由があるのですか。利用人員の内訳がそうになっているのですけど。

(教育長)

11ページの真ん中付近ですね。

(久保田委員)

はい。以前もされてたみたいですが、何かしないといけない理由があるのでしょうか。

(教育長)

男女別々にする理由が何かありますか。

(橋本課長)

前からの流れをそのままくんでいるという理由でこういう風になっているのですが、ただ、今言われるように、男性女性を何か区分しないと都合が悪いと言われると、不都合があるとは思えません。

(教育長)

それは、男女を別々にしていたのを、ここで変えてもいいということになりますか。

(橋本課長)

はい。利用人数が何人かということで、敢えて分ける必要がないということであればそれはそれで構わないのかというふうに思います。

(永野委員)

今まで他の施設もないですよ。

(橋本課長)

そうですね。

(永野委員)

市が統計的にとるというのであれば全部すべきであって、それがここだけというのはおかしいし、違和感がありますね。

データの的にとるのであれば、その関係の利用団体がするはずだから、必要ないのではないですか。

(橋本課長)

そうですね。

(教育長)

この人数の欄は、必要ですか。

予定人員とかは必要ですね。

(永野委員)

男女に分ける必要はないですね。

(橋本課長)

はい。利用人数は何人だけで全然問題はないです。

(永野委員)

計もいらなし、空白でいいのではないですか。

(教育長)

利用人員何人というだけにということに変更したいと思います。

はい。では、そのように改めるということによろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

その他にないでしょうか。

その他になければ、議決に入りたいと思います。

議案第59号「伊佐市山野西文化交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第59号は、議決されました。

次に、議案第60号「伊佐市元町青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第60号「伊佐市元町青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、42ページ。

新旧対照表は、14ページをご覧ください。

まず、使用料の減免について、別途設けられた条例により取扱うこととなりますので、第4条の使用料の減免の条文を削除いたします。

また、第2条及び第4条第2項を繰り上げた第4条では、利用許可申請書や使用料減免申請書を統一し、利用許可申請書兼使用料減免申請書といたしました。

15ページになります。様式第1号につきましては、今回の条例改正に合わせ、使用料減免の理由欄の文章を削除し、使用料欄を改正してございます。

また、16ページの様式第2号の許可書につきましては、減免の理由欄について新たに設けるとともに施設利用料欄を整理してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ご質問、ご意見等ないので、議決に入りたいと思います。

議案第60号「伊佐市元町青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第60号は、議決されました。

次に、議案第61号「伊佐市青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第61号「伊佐市青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、45ページ。

新旧対照表は、18ページをご覧ください。

対象施設は、針持、大口東、平出水の各青少年センターと、曾木青少年自立自興会館が対象となります。

まず、使用料の減免についてでございます。別途設けられた条例により取り扱うこととなりますので、第4条の使用料の減免の条文を削除いたします。

また、第2条及び第4条第2項を繰り上げました第4条では、利用許可申請書や使用料減免申請書を統一し、利用許可申請書兼使用料減免申請書といたしました。

19ページになりますが、様式第1号につきまして、今回の条例改正に合わせ、利用料金を使用料と改め、使用料減免の理由欄文章を削除し、20ページの様式第2号、これは許可書になりますけれども、ストーブ利用欄等を改正するとともに、減免の理由欄について、新たに設け、また、施設利用料欄を整理いたしております。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

なし。

(教育長)

よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

ご質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第61号「伊佐市青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第61号は、議決されました。

次に、議案第62号「伊佐市羽月西青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第62号「伊佐市羽月西青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、48ページ。

新旧対照表は、22ページをご覧ください。

第2条及び第4条では、利用許可申請書や利用料減免申請書を統一し、利用許可申請書兼利用料減免申請書といたしました。

23ページの様式第1号につきましては、今回の条例改正に合わせて、利用料金を使用料と改め、様式を整理してございます。

24ページの様式第2号の許可書につきましては、ストーブ利用欄等を改正するとともに、減免の理由欄について新たに設け、施設利用料欄を整理してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

なし。

(教育長)

ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第62号「伊佐市羽月西青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第62号は、議決されました。

次に、議案第63号「伊佐市牛尾青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第63号「伊佐市牛尾青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、51ページ。

新旧対照表は、26ページをご覧ください。

第2条及び第4条では、利用許可申請書や利用料減免申請書を統一し、利用許可申請書兼利用料減免申請書といたしました。

27ページの様式第1号については、今回の条例改正に合わせて、利用料金を使用料と改め、様式を整理し、28ページの様式第2号の許可書につきましては、ストーブ利用欄等を改正するとともに、減免の理由欄について、新たに設け、施設利用料欄を整理してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(永野委員)

ちょっといいですか。

(教育長)

はい。どうぞ。

(永野委員)

今、気づきましたが、「利用料金」を「使用料」とするのは、何か理由があったのでしょうか。見出しでは、「利用料金」の減免申請書になっているから、なんで「使用料」としたのか意味がわかりません。

(教育長)

申請書が利用料金減免となっていますが、「利用料」が「使用料」となっているのは、どうしてかということですか。

(永野委員)

これまでの議案の全体を通して、今度、今まで「利用料金」となっていたのを、「使用料」に変えたということですね。

変えるのはいいけど、改正案では、見出しは「兼利用料金減免申請書」となっているけど、これでいいのですか。なんで変えたのですか。整合性をとらなければいけないのではないのですか。

(教育長)

「利用料を申請します。」と。「利用料」という言葉なんだけれども、中身は、「使用料」という言葉を使っているということですね。

(万膳課長)

条例ではですね、「使用料」ですね。

(永野委員)

整合性を言うと、これまでの議案も、「利用料金は、次のとおりです。」と書いてあって、「施設使用料」と敢えて変えたのですよね。細かいことを言えば、全部「利用目的」ではなくて、「使用目的」、「使用施設」、「使用日時」としなければおかしいのではないのですか。

全部「利用」となっているけど、料金のところだけ何で「使用」にしたのですかね。

変える必要があったのですか。

(教育長)

条例は、「利用料」となっています。

(永野委員)

だから、この申請の文章も「次のとおり、施設の利用を申請します。」となっていますよ。「使用料」とこだけ変える意味があるのですか。全部「使用」にしないといけないのではないのですか。

ここは、間違いではなくて、今回、敢えて変えたのですか。

今まで、「利用料金」となっているのを、「使用料」と敢えて変えた訳ですので。

何か意味があったのでしょうか。

前で行きますと、「羽月地区公民館」の方では、「施設利用料金」となっていますよね。どこからか、「使用料」に変わっていましたよね。11ページの「山野西文化交流館」から「使用料」に変わっています。今まで「利用料金」となっていて、敢えて「使用料」として、ここの「山野西文化交流館」から繋がっていますよね。

(万膳課長)

条例そのものが「利用料」であったり、「使用料」であったりしています。

(教育長)

そうですね。

(永野委員)

「青少年」のこのあたりから、料金が「使用料」になっています。だけど、他のものと中身は一緒ですよ。今までのものが「使用」だったらわかりますが、「利用」を「使用」に変えているから。「元町青少年会館」の場合は、「施設料」が、「施設使用料」に変わっていますね。今、「施設使用」に変えたところは、今までは、「施設料」になっています。「施設料」を「施設使用料」に変えています。他のところは、全部「利用料金」になっていますよね。

(万膳課長)

すみません。「使用料」と「利用料」が混在しています。

(永野委員)

混在しているから、まとめた方がいいと思います。

(万膳課長)

条例が混在しています。

(永野委員)

見出しが、全部「利用料金」と書いてあるから、「利用料」でいいのではないですか。

(万膳課長)

ところがですね、条例がそうなっていますので、参考資料の条例をご覧ください。「伊佐市青少年センター」はですね、「使用料」となっています。

(永野委員)

条例が混在しているから、条例に合わせて、改正してあるということですね。

(万膳課長)

はい。ところが、「羽月西青少年センター」は、「利用料」となっております。

(教育長)

条例間ではバラバラなんだけれども、条例内では言葉の統一がされているということですね。

一つの条例内では、バラバラというのはないのですか。

(万膳課長)

はい。

(教育長)

なければ、条例を変えるということではできませんので、この条例に従って、規則の言葉もこうしていかなければならないということですね。議会で条例が承認されていますので、次に、条例を改正する際に、統一しないといけないということになります。

今、話題となっていますのは、条例に合わせて規則の方を改正しないといけないということです。

条例もバラバラですので、規則はそれに従ってバラバラに改正をしなければならないということです。

(万膳課長)

規則内では統一しないといけないということになります。

(教育長)

条例に合わせて、規則内では統一をするということでございます。

(万膳課長)

はい。また、もう1回見させていただきまして、「利用料金」なのか、「使用料」なのか、その事だと思しますので、その読み替えを確認させてください。

(永野委員)

条例でも、文章では「この利用にあたっては、」と、全部利用となっていますよね。

(万膳課長)

「利用」なんですけれども、結局、「利用申請書」は「利用申請書」なんですけれども、料金について「利用料」だったり、「使用料」だったりしています。

(永野委員)

条例に合わすしかないですね。今度、条例改正するときに、整理しておかないといけませんね。

(万膳課長)

もう1回、「利用料」なのか、「使用料」なのか確認させてください。

(永野委員)

1本に統一すればいいけど、バラバラになっていますから。

(万膳課長)

教育長が言われましたように、条例は変えられませんので。

(永野委員)

はい。わかりました。

(教育長)

では、条例に合わせて整理をするということで、よろしくお願いいたします。

その他にございませんでしょうか。

(全員)

なし。

(教育長)

では、議案第63号「伊佐市牛尾青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第63号は、議決されました。

次に、議案第64号「伊佐市大口ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第64号「伊佐市大口ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、54ページ。

新旧対照表は、30ページをご覧ください。

まず、使用料の減免について、別途設けられた条例により取扱うこととなりますので、第9条の使用料の減免の条文を削除いたします。

また、第3条及び第9条第2項を繰り上げました第9条では、利用許可申請書や使用料減免申請書を統一し、利用許可申請書兼使用料減免申請書といたしました。

32ページになりますが、様式第1号についてでございます。使用料減免の理由欄文章を削除してございます。

33ページになります。様式第2号につきましては、使用料減免の理由欄文章を改正条例に沿って修正してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま、事務局の説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

はい。では、ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第64号「伊佐市大口ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第64号は、議決されました。

次に、議案第65号「伊佐市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第65号「伊佐市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、57ページ。

新旧対照表は、34ページをご覧ください。

まず、使用料の減免について、別途設けられた条例により取扱うこととなりますので、第8条の使用料の減免の条文を削除いたします。

また、第3条、第4条及び第8条第2項を繰り上げました第8条では、利用許可申請書や使用料減免申請書を統一し、「利用許可申請書兼使用料減免申請書」とし、読み替えでは「利用許可兼減免申請書」と表記をいたしました。

35ページの下になります。様式第1号につきましては、使用料減免の理由欄文章を削除してごさいます。

37ページ様式第2号になります。使用料減免の理由欄文章を改正条例に沿って修正してごさいます。

以上でごさいます。

(教育長)

はい。ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ごさいませんでしょうか。

(永野委員)

すみません。

(教育長)

はい。

(永野委員)

33ページの許可条件のところですが、「利用ときは、」と書いてあるから、これでもいいかとも思いましたが、「の」が抜けていると思いました。

(教育長)

そうですね。

文字の修正等お願いいたします。

その他にご質問、ご意見等ごさいませんでしょうか。

(全員)

なし。

(教育長)

では、議決に入りたいと思います。

議案第65号「伊佐市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第65号は、議決されました。

次に、議案第66号「伊佐市菱刈環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第66号「伊佐市菱刈環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、60ページ。

新旧対照表は、38ページをご覧ください。

まず、第6条の見出しの「免除」を「減免」に改め、使用料の減免について、別途設けられた条例により取扱うこととなりますので、第6条の使用料の免除の条文を削除いたします。

また、第4条及び第6条第2項を繰り上げました第6条では、利用許可申請書や使用料減免申請書を統一し、利用許可申請書兼使用料減免申請書といたしました。

39ページ、上の方でございますけれども、様式第1号につきましては、「免除」を「減免」に改め、減免申請理由欄文章を削除してございます。

40ページの様式第2号でございますけれども、同じく「免除」を「減免」に改め、減免申請理由欄文章を改正条例に沿って修正してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第66号「伊佐市菱刈環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第66号は、議決されました。

次に、議案第67号「伊佐市菱刈野外音楽堂の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第67号「伊佐市菱刈野外音楽堂の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、62ページ。

新旧対照表は、42ページをご覧ください。

まず、第4条の見出しの「免除」を「減免」に改め、使用料の減免について、別途設けられた条例により取扱うこととなりますので、第4条の使用料の免除の条文を削除いたします。

また、第2条及び第4条第2項を繰り上げました第4条では、利用許可申請書や使用料減免申請書を統一し、利用許可申請書兼使用料減免申請書といたしました。

43ページになります。様式第1号につきましては、免除の標記を減免に改めるとともに、使用料減免の理由欄文章を削除してございます。

44ページになります。様式第2号につきましても、免除の標記を減免に改めるとともに、使用料減免の理由欄文章を改正条例に沿って追加してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

なし。

(教育長)

ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第67号「伊佐市菱刈野外音楽堂の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第67号は、議決されました。

次に、議案第68号「伊佐市菱刈ふるさといきがいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第68号「伊佐市菱刈ふるさといきがいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、65ページ。

新旧対照表は、46ページをご覧ください。

まず、第4条の見出しの「免除」を「減免」に改め、使用料の減免について、別途設けられた条例により取扱うこととなりますので、第4条の使用料の免除の条文を削除いたします。

また、第2条及び第4条第2項を繰り上げました第4条では、利用許可申請書や使用料減免申請書を統一し、利用許可申請書兼使用料減免申請書といたしました。

47ページになります。様式第1号につきまして、免除の標記を減免に改めるとともに、使用料減免の理由欄文章を削除してございます。

最後になります。48ページになります。様式第2号につきましても、免除の標記を減免に改めるとともに、使用料減免の理由欄文章を改正条例に沿って修正をしてございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

なし。

(教育長)

ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第68号「伊佐市菱刈ふるさといきがいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第68号は、議決されました。

たくさんの規則の整備について、ご協議いただきましてありがとうございました。

ちょっと、社会教育課長に聞きたいのですが、菱刈ふるさといきがいセンターというのは、あの建物全部を指すのですか。

(橋本課長)

はい。全部指します。

(教育長)

図書館も全部。

(橋本課長)

はい。そうです。

(教育長)

では、次に委員から提出された動議の討論等に入ります。

前もって提出された動議はありませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

はい。特にないようですので、以上で討論等を終わります。

では、その他の件に入ります。

その他、何かございませんでしょうか。

(全員)

ないです。

(教育長)

特にないようですので、これもちまして、令和元年第10回定例教育委員会を閉会いたします。

(浅山係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。